

# 行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会について

---

2025年 5 月16日

総務省行政管理局調査法制課

# 行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会について

## ● 目的

我が国の行政においても AI が普及しつつあるところ、更なる利活用を円滑に進めつつ、引き続き行政手続法や行政不服審査法等（いわゆる行政通則法）の趣旨・目的である**国民の権利利益の保護、行政の信頼確保等が図られるよう、AI 利活用状況の実態を把握した上で、行政通則法の観点から考え得る法的課題等について整理・検討する（行政管理局長開催）。**

※ 令和 5 年度にも委託研究として「AIによる行政に関する法的課題に係る検討会」を開催  
（報告書：[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000984044.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000984044.pdf)）

## ● スケジュール

| 日 程                                                                 | 主 な 議 題                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回<br>（令和 6 年 12 月）                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本調査研究会の趣旨、目的</li><li>○ 今後の進め方（実態調査の内容等）</li></ul>                                          |
| 第 2 ～ 4 回<br>（令和 7 年 1 ～ 3 月）                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 実態調査の状況を報告</li></ul>                                                                       |
| 第 5 回<br>（令和 7 年 5 月）                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 実態調査の状況を報告</li><li>○ 昨年度検討会や、これまでの会合における議論を整理</li><li>○ 更に考えられる論点について中間整理に向けた議論</li></ul>  |
| 第 6 回以降                                                             | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中間整理（夏目途）に向けた議論<br/>※国内調査の状況を踏まえた現状分析、国外調査の実施を含めた今後の検討の方向性（今後検討すべき論点の整理）等をまとめる予定</li></ul> |
| 夏目途の中間整理以降も、引き続き、国内外の事例に係る実態調査を進めつつ、論点について検討を深め、適宜中間整理等を行いながら継続的に検討 |                                                                                                                                    |

※ このほか、総務省内外の取組（AI法案・AI基本計画<sup>（注 1）</sup>、AI枠組条約<sup>（注 2）</sup>等）への対応等について助言を得るため、必要に応じて追加開催

（注 1）人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案・人工知能基本計画、（注 2）人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約

## ● 構成員

| 氏 名（敬称略） | 所 属                               |
|----------|-----------------------------------|
| 江間有沙     | 東京大学国際高等研究所東京カレッジ准教授              |
| 大屋雄裕（座長） | 慶應義塾大学法学部教授                       |
| 穴戸常寿     | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                 |
| 原田 久     | 立教大学法学部長                          |
| 原田大樹     | 京都大学大学院法学研究科教授                    |
| 山本龍彦     | 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授                |
| 横田明美     | 明治大学法学部専任教授                       |
| 吉永隆之     | 一般社団法人Urban Innovation Japan 代表理事 |

※ このほか、必要に応じて関係者等の出席を求めることとする。

## ● 今後の検討に向けていただいた御意見（主なもの）

### 【国内実態調査を踏まえた現状分析】

- 行政機関におけるAIの利活用について、あくまで補助として位置付けているなど、**AI倫理の観点からは特段懸念すべき状態にはなっていない**。一方で、現行の業務プロセスの維持を前提とした補助的な利活用の観点からは、**AI導入の動機付けや、効果に係る意識付けが薄い**ように思われる。
- **AIを特定の業務の置き換えのみに利用し、業務プロセス全般の見直しに繋がっていないことから、行政通則法の議論になりにくい状況がある。**

### 【今後の検討の方向性】

- 現状は、行政の効率的な運用、透明性の確保等を論ずるかなり手前の状況にあり、そこから現行の行政処分中心主義を前提にして検討すると、中長期的課題は把握しにくい。  
**あり得るリスクや留意事項について想像しながら、問題が顕在化する前でも、必要に応じて対応するということが必要**ではないか。
- 行政機関において、AIによる判断に対する信頼がそれほど大きくなく、現時点では、AIの使用による副作用的なものは生じていないが、現場がAIによる判断の有用性・効率性を強く体感するようになると、AIに対する依存や、AIが補助を超えて代替となる可能性が懸念されるため、**今のうちにリスクやそれに対する考え方をしっかり検討することが必要**。
- 行政内部における作為過誤と不作為過誤に対する認識のアンバランスさが変わるような環境整備や、行政に対して無謬性を過度に求めないといった認識を浸透できるような環境整備を通じて、**利活用を促進することがルール化に向けた議論に繋がる**のではないかと。
- こうしたことも含めて、**AI時代に合わせて行政通則法的に整理すべき論点について幅広く検討を進めたい**。

## ● 今後の検討に向けていただいた御意見（主なもの）

### 【今後の検討内容】

- **公務員の世代、属性、所属（首長部局/現場部局）等による受け止めの違いを深掘りしたり、国と地方の違いも含め、行政分野ごとのニーズを把握することなどに取り組み、幅広く議論して明確に「できる」点について積極的に示すことはAI利活用を促進する上でも有効。**
- 現在、行政機関においては、重要な決定の場面にAIを活用しない運用がなされているが、**将来的には住民側が行政に対して、AIを使った速やかな意思決定やプッシュ型による早期介入を望む可能性もあり、その際に活用されうるデータの扱い等など、行政通則法的観点から議論すべきことが生じ得る。**
- **利用方法（対物行政/対人行政、補助金等の支給/規制、国民の生命財産への影響の有無、救済手段の有無等）やAIの機能（ルールベース型/機械学習型）に着目してリスクを階層分けしたり、求められるルール化の程度や公表の在り方（ルールの可視化/保秘、ルール化の手順や体制等）について検討することもあり得る。**

## ・ AIによる判断の透明性確保

【現状】行政手続法は、行政処分判断の「基準」を予め公にし、判断に際して「理由」を提示することとしている。

➡【論点】AIの判断には、結果に至る過程が人間には認知できないブラックボックス化する特性があるとされており、どのような手段で行政の透明性の確保を図るべきか。（例：保育所の落選理由をどう説明するか）

## ・ AIによる判断に不服がある者の救済

【現状】行政による個別の処分が行われた後に、不服があれば申し立てる仕組みとなっている。

➡【論点】AIは処理ルールによって、自動的に個別の判断を行うため、処理ルールの変更を行わない限り、同様の処分が繰り返される。そのため、AIの処理ルールの策定の段階での不服申立てを認めるなど、これまでと異なる救済手続による国民の権利利益の保護の可能性についても検討する必要があるのではないか。

## ・ 新しい行政過程（申請を必要としないプッシュ型の給付等）への対応

【現状】国民が給付や許認可などを求める場合には、個別に申請を行うことを前提としている。

➡【論点】AIを利活用すれば、例えば、申請を待たずに自動的に給付まで行うプッシュ型給付の実現も想定される。  
こうした新しい行政過程（行政の対応）は、現行の行政通則法において想定されていなかったため、実現に際して、例えば受益処分（給付）の対象から漏れた人への救済手続きなど、何か新しくルール化すべき事項がないか。

## ・ 個人の尊重原理・平等原則との関係

【現状】現在想定されているAIは、過去データを基にして画一的処理を行うもの。

➡【論点】過去の事例に当てはまらない場合や、特に考慮すべき事項がある場合など個別の取扱いが必要となる場面の対応は困難。学習するデータ等に偏りがある場合には、出力結果においても、個人の尊重原理や平等原則を侵害し、差別や偏見を再生産してしまう可能性。（例：管理職に就いた性別に男性がこれまで多かったことから、昇進した実績を基準に採用を決定するAIでは、男性を採用すべきという判断になりかねない）

AIの利活用を促進するためには、こうしたリスクを正しく理解した上で、AIのもたらす事務処理の迅速性や効率性などとの調整を図るべきではないか。

## ● 行政過程イメージ（例：申請に対する処分の場合）

赤：従来（現行）の行政過程と関連制度    青：AIによる行政において想定される論点（抜粋）

